

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01319

研究課題名(和文) 国際法における法の実現過程の分析 - 日韓の国際組織犯罪防止条約受容を事例に

研究課題名(英文) Analyzing the Implementation Process of International Law: A Case Study of an Agreement between South Korea and Japan Based on the United Nations Convention against Transnational Organized Crime

研究代表者

金 恵京 (KIM, Hae Kyung)

日本大学・危機管理学部・准教授

研究者番号：30638169

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、4つの成果が得られた。第一に、国際組織犯罪防止条約締結に際して日韓比較を行い、日本が同条約の意図とは異なる論理で国内法を作成した問題を指摘した点である。第二に、同条約締結に際し、韓国が国際法を意識した法整備を行ったことに着目し、その認識が民主化を軸として歴史的に形成されたこと明らかにした点である。第三に、韓国の民主化と国際法認識との関係を東アジアの民主国家全体の枠組みから捉えるため、台湾との比較を行った点である。第四に、国際的なテロの動向について、「国家テロの国際化」という変化を指摘した点である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

金(2019)では韓国の国際法認識の変化を「国際人権法の確立との関係」との視点から明らかにできた。金(2020)では、国際組織犯罪防止条約を締結する際、日本では共謀罪の扱いに重点が置かれたが、韓国との比較の中で、日本が同条約の趣旨とは異なりテロの脅威を利用したことへの問題点も指摘できた。Kim(2021)では、従来国家テロに代わり市民によるテロが主流との分析がなされてきた中で、現在前者が国境を超えて発生していることを指摘した。そうした国家は現在軍事上の脅威になっている場合もあり、その対処が社会的にも求められる。

研究成果の概要(英文)：Four results were obtained in this study. First, the researcher made a comparison between Japan and South Korea when concluding the UN Convention against Transnational Organized Crime and pointed out the problem that Japan had drafted its own law based on logic different from the intent of the convention. Second, the researcher focused on the fact that South Korea drafted its legislation with full awareness of international law after joining the convention and clarified that this awareness was historically formed around democratization. Third, the researcher made a comparison with Taiwan to give context to the relationship between democratization in South Korea and the perception of international law in terms of the framework of democracy across East Asia. Fourth, the researcher pointed out a change in international terrorism, namely the internationalization of state terrorism.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 法社会学 テロリズム 日韓比較 法実現

1. 研究開始当初の背景

申請を行った段階では、ヨーロッパ各地での無差別テロ、テロによる恐怖を一つの政策としていたイスラム国の存在などが強く印象づけられていた。加えて、それに伴うマネー・ロンダリング対策を検討する際に、その抜け穴として違法薬物市場が常に存在していた。そうした状況下において、違法薬物の問題から1970年代より歩みを始めたマネー・ロンダリング対策が「国際組織犯罪防止条約」を中核として、21世紀に入るとテロ資金も範疇に含めるようになり、各国は続々と同条約を締結した。しかし、同条約を日本は2017年まで締結せず、国内では関連法案が過剰な対策を生むとの懸念から度々廃案となってきた。一方で、日本と極めて近い法制度を持つ韓国も、同条約を2015年まで締結していなかった。本研究ではOECD加盟国の中で、日韓両国だけが同条約を締結していない状態が続きながら事態が推移したことに着目した。なぜなら、日韓両国における国際法の法実現過程を追うことで、国際法と国内法の連関の特性を見出すことができると思ったためである。

また、英米法をとる国は共謀罪を、大陸法をとる国は参加罪を採用するという想定が従来採用されてきた。しかし、日本は2017年に各種の法改正を行い、従来の既遂処罰という刑法の原則と大きく異なる共謀罪を「テロ等準備罪」と名称を変えて導入し、韓国は2015年に刑法に参加罪を追加したことなどを背景として、それぞれに締結へ向けた条件を整備した。つまり、極めて近い日韓の法体系の中で、従来の先行研究で指摘されてきた理解とは異なる状況が生まれたのである。そこで、両国における国内法整備の過程およびそれに至る歴史の変遷を検証することで、国際法へのそれぞれの国の認識も明らかにできると考えた。

2. 研究の目的

テロ関連の国際法は各国の主張の相違を超えるために多くの議論がなされ、人権や人道に関わる蓄積を充実させてきた。しかし、テロの脅威が高まる中で、当該条約が国内法化される際、あるいは法律が運用される際に関連国際法が示した理念が生かされない場合がある。そこで、国際法が国内法化する過程を検証し、不備が生じやすい部分を明らかにするのが本研究の目的である。

本研究で学術的に設定した目的としては2点が挙げられる。第一に、これまで不十分とされてきた国際法の法実現の分野において、将来的な理論構築を視野に入れた具体的な成果となり得る点である。特に、日本の当該分野の研究において、類似性の高い日韓の国内法の比較検討を行ったことで、国際法に対する認識の差異が見取れた。

第二に、本研究は「国際法が持つ理念を活かしつつ、いかに国内法として法実現を果たすのか」という命題に対して回答を示すことができる利点を有している。従来、国際法が国内法に受容され、その目的が実現されると考えた場合、国際法が法規範として優位にあるという前提があった。しかし、日本が共謀罪(テロ等準備罪)を導入する際には刑法原則が大きく変更され、日本の法規範の根本にある「戦前への反省」を後退させるとの批判も存在した。そうした矛盾が生じている構造や問題の全容を解明することは、学術的な面だけでなく社会的要請に適っている。

3. 研究の方法

本研究では、まず日韓両国における国際組織犯罪防止条約と国内法の条文の連関を明らかにし、その上で、法律が作成された過程や歴史的背景を検証した。従来の法学上の分析であれば、司法制度の相違による影響などを勘案することが多かった。しかし、多くの関係者が日韓の法体系の共通性を指摘するものの、同条約締結に際して日本は共謀罪を導入し、韓国は刑法を改正し組織罪を導入している。また、戦後の日本の法制度は戦前の反省が大きな位置を占める一方で、韓国の法制度において北朝鮮への警戒心が根底にあるように歴史的背景が異なっていることは明らかである。つまり、条文主体の分析手法のみでは国際組織犯罪防止条約受容の際の日韓の相違が十分に検証できず、「歴史的影響の検証・政治的判断に重点を置かない」との立場をとれば、上記の問題への回答はより困難になる。延いては、日韓における喫緊の課題であるテロ関連の国際法の法実現の検証が、不十分なままに残されてしまう。

そこで、本研究においては、法社会的アプローチを用いて、日本と韓国の共謀罪・組織罪に関連する法改正がなされるまでの歴史的背景、国際組織犯罪防止条約の締結を模索する過程において、どのような政治的判断が働いたのかという点を明らかにする。

そして、本研究においては上掲の手法をもって3年間で国際組織犯罪防止条約の日韓における締結過程を明らかにすることを想定していたが、実際には2年目に刊行した金(2020)により国際法との連関やその不備を示すことができた。また、韓国について検証を加えていく中で、1987年の民主化に至る過程および経済発展に伴い先進国としての責任が強く意識されたことが明らかとなった。そこで、民主化に至る過程の全体像を金(2021)で整理すると共に、金(2022)にて本格的な民主化が進行した時期、急速な経済発展の時期、アメリカとの密接な関係という共通した要素を持つ台湾と韓国を両国の憲法と民主化までの過程を比較する研究を進めた。

4. 研究成果

(1) 「韓国の民主主義を活性化させた自由権と憲法」『国際人権』30号、2019.

本論文では、ろうそくデモに代表される韓国における政治集会が、どのような背景により他国に比べて大きな影響力を持つに至ったのかを検証した。韓国市民の政治参加に対して高く評価する論者がいる一方で、1987年の民主化以降の韓国において、市民は自らの究極的利益を知り得る存在であり、その意志と異なる政治家の判断には是正を求める「特殊なイデオロギー的環境」、及びそれに伴う政治の不安定性が生まれたとする論者も存在する。確かに、現象を表面的に見れば、世論の圧力を政治が受け易い傾向が韓国にあるとの指摘も可能ではあるものの、集会の自由は自由権規約21条において認められた権利である。また、韓国が1990年に同規約へ加入する際に、「憲法をはじめとする各種の法整備」が行われ、「民主主義を求める市民を支援する国際的潮流」が第二次世界大戦後の国際人権法の発展等により生まれたことを踏まえると、視角は大きく変わる。特に、大韓民国憲法21条にて、集会に対して公権力が集会の許可を与えることを認めないとしたことは、市民の政治主張に対する公権力の介入を抑制するものとして注目に値する。同条が1987年の民主化後に制定されたことを考えれば、喫緊の政治課題に対して声を上げないでいる状況をよしとしない認識や経験が韓国にはあり、それを法制度全体で支えている構造があると指摘できる。

(2) 「国際組織犯罪防止条約締結に伴う国内法化の過程比較 - 日韓における人権認識を軸に」『エトランデュテ』3号、2020.

日韓両国は国際組織犯罪防止条約締結に伴い国内法をそれぞれに整備した。本論文はその状況を軸に検証を行ったものである。日本では、戦前への反省から同条約で制定が義務付けられている共謀罪への市民の反発が強く、度々法律案が廃案となっていた。そうした経緯を受けて、日本政府は共謀罪の名称をテロ等準備罪に変更し、「条約締結のためにはテロ対策を主眼とする法改正が不可欠」との論理を採用した点に大きな問題がある。本来、同条約では「国を跨ぐ犯罪組織が経済的な利益を得るために起こす犯罪を防止する」との意図に軸が置かれている。実際に、韓国はその方針に沿ってテロに関わる国内法には注目せず、条約に記載されている処罰要件への適応、ギャンプルに関する刑法の改正、人身売買対応関連法制の整備などを行った。国際組織犯罪の一端がテロであることは疑いないが、日本においては同条約への早期締結を目指す意図から、テロへの脅威が政府によって利用された危険がある。

(3) 『未完の革命 - 韓国民主主義の100年』明石書店、2021.

本書では、韓国の約1世紀にわたる歴史を「民主主義を軸とした一つの連続体」として明らかにすることを目指した。その際に、1960年代以降、韓国政治を特徴づける保守と進歩の対立に注目し、保守の代表者として朴正熙と朴槿恵、進歩の代表者として金大中と文在寅を取り上げ、4人の人物史を通じて様々な事件に対する姿勢を分析した。そして、それぞれの人物に対して歴史的検証を基に、特徴付けを行った。朴正熙に対しては、常に「何が自らや市民の最大利益になるのか」を追求していたものの、権力を得続けたことで、その保持に固執してしまった人物。金大中に対しては、民主活動家だった時期から、次第に政治家としての老練さを身につけ、妥協の中で自らの理想を実現しようとした人物。朴槿恵に対しては、選挙に強い政治家として父の後を追いつつ、歴代の大統領の反省もあり人と距離を置いた隙を友人に付け込まれた人物。文在寅に対しては、理想主義者・原則主義者として生きてきたものの、盟友の死を契機に大統領就任を目指し現実主義的な要素を強めた人物、というものである。4名それぞれが、上掲の性格の中で韓国をどのような方向に導き、それに対して当時の市民が自らの意思を政治に伝えるべく、どう行動したのかを明らかにした。

(4) “State Terrorism as a Mechanism for Acts of Violence against Individuals : Case Studies of Kim Jong-Nam, Skripal and Khashoggi Assassinations.” *Journal of East Asia and International Law*. Vol.14/No.1. 2021.

近年発生した金正男事件、ロシアの関与が濃厚な関係者の殺害(未遂含む)、およびジャマル・カショギ事件といった国家テロリズムは、第二次世界大戦以降のそれとは異なり、国家が自らの存在を暗示しつつ残虐性を表している。そうした傾向は近代以降、国家による死刑をはじめとする身体罰を抑制し、各種の国際法による人権や人道に基づいた発展を果たしてきた国際社会の努力を否定するものである。そこで、本稿は従来のテロリズムの歴史的経緯、国際テロ関連条約の発展などを踏まえつつ、ミシェル・フーコーの監獄に対する指摘を援用し、近年の国家テロの事例をより広い視野をもって捉え直した。

(5) 「東アジアにおける国際人権」国際人権法学会編『新国際人権法講座 第1巻 国際人権法の歴史』信山社、2022年末に刊行予定.

韓国と台湾でほぼ同時期に行われた民主化の過程を歴史的背景や憲法比較を通じて検証した。その結果、国際社会の要請に応えることに対する意識が、韓国においては国際社会の動向や国際法の人権意識向上と連携しながら民主化が達成されたため、台湾に比べ強いことを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 金恵京	4. 巻 3
2. 論文標題 国際組織犯罪防止条約締結に伴う国内法化の過程比較 - 日韓における人権認識を軸に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 エトランデュテ	6. 最初と最後の頁 335-364
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金恵京・李ジョンズ	4. 巻 52
2. 論文標題 日本の国家情報機関の変遷と相互関係 - 公安警察・公安調査庁・内閣情報調査室を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国家管理研究叢書	6. 最初と最後の頁 9-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 金恵京	4. 巻 30
2. 論文標題 韓国の民主主義を活性化させた自由権と憲法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 57-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金恵京	4. 巻 4
2. 論文標題 国際テロリズムにおける変遷と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 危機管理学研究	6. 最初と最後の頁 120-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Kim, Hae Kyung	4. 巻 Vol.14/No.1
2. 論文標題 State Terrorism as a Mechanism for Acts of Violence against Individuals : Case Studies of Kim Jong-Nam, Skripal and Khashoggi Assassinations	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of East Asia and International Law	6. 最初と最後の頁 55-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14330/jeail.2021.14.1.03	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 金恵京	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 248
3. 書名 未完の革命 - 韓国民主主義の100年	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関